

## 平成25年第6回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成25年12月19日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第59号 本巢市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第60号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第61号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第62号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第63号 平成25年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 報告第16号 専決処分の報告について（通行車両の損傷事故に係る損害賠償）

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏑本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	白井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	洞口義明	上下水道部長	杉山敏郎

教育委員会  
事務局長 高橋卓郎

会計管理者兼  
会計課長 村瀬敏勝

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 安藤正和

議会書記 杉山昭彦

議会書記 山本 憲

---

---

開議の宣告

議長（若原敏郎君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（若原敏郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号9番 安藤重夫君と10番 道下和茂君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

議長（若原敏郎君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

皆さん、おはようございます。

総務企画委員会から報告いたします。

12月12日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件、協議案件1件の審査、協議を行いました。

議案第59号 本巢市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例等の一部を改正する条例については、総務部以外にも関係するため、産業建設部長及び上下水道部長にも出席を求めて、審査を行いました。

次に、議案第62号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務部及び議会事務局に属する予算についての協議を行いました。特に質疑等はございませんでした。

次に、議案第62号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第3号）のうち、企画部に属する予算について、企画部長から補足説明を受けた後、協議を行いました。

委員からの、県補助金の「清流の国地域振興補助金」の交付対象事業についての質問には、国体を契機として設けられた補助金であり、スポーツやイベント等の「清流の国」をPRする事業に交付されるものである。また、地域振興補助金とは別枠のものであるとの説明がありました。

次に、合併10周年記念フォトモザイクパネルが補正予算計上されているが、10周年の記念事業の内容は具体化しているのですかとこの質問には、新年度には市民提案による12の事業を実施願うほか、市の事業として、産業祭に合わせて「食」をメインとしたイベントを予定している。また、2月1日の合併10周年の日には、市民文化ホールにてフォトモザイクパネルを展示して、500人ほどを招待した合併記念式典を行うとの説明がありました。

以上、総務企画委員会から御報告申し上げます。

議長（若原敏郎君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 黒田芳弘君。

文教福祉委員会委員長（黒田芳弘君）

それでは、文教福祉委員会から報告をさせていただきます。

12月13日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、白木教育長、各所管部局長のほか関係職員の出席を求めました。

当委員会では、付託案件1件、協議案件1件の審査、協議を行ったほか、執行部からの報告案件についての説明と質疑も行いました。

初めに、現在工事中であります糸貫東幼稚園改築工事の現場視察を行いました。

その後、委員会を再開し、市民環境部関係の協議案件、議案第62号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第3号）のうち、市民環境部に属する予算についての協議を行いました。

委員からの、住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金の今年度の申請状況についての質問には、当初予算で120件を予定していたが、10月までに83件の申請があり、このまま推移すると、年度末までにさらに57件の申請が見込まれるとの回答がありました。

また、住宅用太陽光発電の国の補助金についての質問には、補助対象経費によって1万5,000円から2万円が交付されており、来年度も継続されとの回答がありました。

次に、健康福祉部関係の付託案件である議案第60号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例についての審査と、協議案件である議案第62号、本巢市一般会計補正予算（第3号）の協議を行いました。

議案第62号の協議では、健康福祉部長より、子ども・子育て支援制度に係るシステム開発委託料についての補足説明を受けましたが、質疑等はありませんでした。

次に、教育委員会関係の協議案件である議案第62号、本巢市一般会計補正予算（第3号）の協議を行いました。

織部展示館の防犯カメラ設置予算に関連した織部展示館の利用状況についての質問に対して、執行部より、最近では、年間50万円ほどの入館料収入であり、入館者数は減少しているとの回答があり、委員からは、無料開放後の展示品の防犯対策を十分図るよう要望がありました。

当委員会では、付託議案及び協議議案のほかに、執行部より報告事項についての説明も受けました。

市民環境部関係では、住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について、国民健康保険本巢診療所の嘱託員について、浅木地内におけるヒ素による土壤汚染について、糸貫地域における可燃ごみ収集日の変更について。健康福祉部関係では、生活保護の傾向と対応について、精華保育園について。教育委員会関係では、小・中学校のトイレの洋式化について、外山・根尾小学校の複式学級について、それぞれ説明を受け、質疑を行いました。

以上、文教福祉委員会の報告とさせていただきます。

議長（若原敏郎君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

産業建設委員会委員長（中村重光君）

では、産業建設委員会から報告を申し上げます。

12月16日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件2件と協議案件1件についての審査、協議を行いました。

初めに、産業建設部関係の付託案件、議案第61号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例についての審査、及び協議案件、議案第62号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第3号）の協議を行いました。

議案第62号の協議では、委員から、農地費に関する補正予算の概要に「施工内容及び工法変更等に伴う排水路改良工事の増額」と説明されていることへの質問に対し、執行部からは、現地を精査した結果、排水勾配の関係により追加工事や工法変更が必要となった箇所が判明したことや、沿道からの「乗り入れ」が計画より多くなったこと等により増額をお願いする旨の回答がございました。

次に、上下水道部関係の付託案件、議案第63号 平成25年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）、及び協議案件、議案第62号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第3号）の審査、協議を行いました。

議案第62号の協議では、担当部長より補足説明を受けた後、質疑を行いました。この補正に関連して委員から、水道事業会計の企業債に利率の高いものが残っているのかという質問に対して、5.20%のものが残っているとの回答があり、委員から、可能なものについては見直すよう要望がありました。

なお、当委員会では、付託案件及び協議案件のほかに、産業建設部関係の報告案件として、一つ、都市計画道路長良糸貫線及び糸貫インター線の整備事業について、一つ、一級河川政田川の改修事業について、それぞれ説明を受け、質疑を行いました。

以上、産業建設委員会からの報告といたします。

議長（若原敏郎君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第59号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（若原敏郎君）

日程第3、議案第59号 本巢市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第59号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

総務企画委員会の報告をいたします。

議案第59号 本巢市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について御報告いたします。

委員からの、消費税が3%増額されることによる市民への影響についての質問に対して、行政財産の目的外使用に係る使用料については、市民が使用するものではないため、直接的な影響はない。また、使用料自体も少額であるため、数百円程度の影響額であるとの回答がありました。

道路占用料については、市民への直接的な影響はなく、電柱等の占用料を変更しないとの回答がありました。

上下水道部関係では、公共下水道事業で約260万円程度、農業集落排水事業等で約440万円程度、上水道事業で約1,020万円程度、簡易水道事業で約100万円程度の増額が見込まれるとの回答がありました。

また、手数料等については、おおむね増額しない趣旨の説明がありました。

なお、消費税率引き上げについての関連質問として、1つ、地方消費税交付金の増額による地方交付税の額への影響について、2つ目、消費税率の引き上げによる市の予算への影響について、3つ目、繰越明許事業に係る消費税の取り扱いについて等の質問がありました。

採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（若原敏郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務企画委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

18番(鵜飼静雄君)

本件につきましては、消費税の5%から8%への増税を前提とした条例改正であります。この中で特に水道、下水道など住民にとってはプラスはないけれどもマイナスだけが生じるというようなものがあり、負担だけが増加する内容になっています。今8%の施行が来年の4月1日ということになっておりますけれども、そういう状況の中でも、なおかつまだ依然として消費税増税に反対の声が非常に渦巻いている、そういう中で、行政としては事務的にやらざるを得ない部分があるかもしれないけれども、そういった住民への負担増を今の段階で進めていくということについては、納得できないという思いがございますので、反対をしたいと思います。

議長(若原敏郎君)

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

17番 大西徳三郎君。

17番(大西徳三郎君)

この消費税増税につきましては、これはもう国策でもあり、またこれは国の根幹の税ということでもあります。賛否あることは承知はしておりますし、この議論につきましては長く議論は及んで今回8%に上がるというようになってきたと思っております。誰でも税が高くなるのは好ましくないという御意見はありますけど、これは先ほど言いましたように国策でもあり、これは国の根本でもある税ということでもありますし、8%に増額になることによって、またそれぞれの社会保障に全額を充てていくということになっておりますので、そのことが大事なことではないかと思ひ、そのようなことから賛成をいたします。

議長(若原敏郎君)

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。

御着席ください。

したがって、議案第59号 本巢市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第60号(委員長報告・質疑・討論・採決)

議長(若原敏郎君)

日程第4、議案第60号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第60号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 黒田芳弘君。

文教福祉委員会委員長(黒田芳弘君)

それでは、ただいま議題となっております議案第60号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について、御報告をいたします。

この議案につきましては、糸貫東幼稚園の改築に伴い、位置を変更するとともに、位置の表記を統一する条例改正であり、執行部からの補足説明はなく、委員からの質疑もありませんでした。

採決の結果、全会一致により、原案どおり可決すべきものと決定いたしましたので、御報告をいたします。

議長(若原敏郎君)

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。

御着席ください。

したがって、議案第60号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第61号(委員長報告・質疑・討論・採決)

議長(若原敏郎君)



日程第5、議案第61号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
議案第61号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

産業建設委員会委員長（中村重光君）

御報告を申し上げます。

議案第61号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

委員から、この改正により、第4条の条文は、平仮名表記による「もの」の文字が、漢字表記による「者」に改正されるが、第4条第1号には、平仮名表記の「もの」の文字が残ることについての質問に対して、執行部からは、法制用語の使い方による表記の違いである旨の説明がありました。

採決の結果、全会一致により原案のとおり、可決すべきものと決定をいたしました。

議長（若原敏郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。

御着席ください。

したがって、議案第61号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第62号（質疑・討論・採決）

議長（若原敏郎君）

日程第6、議案第62号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

18番（鵜飼静雄君）

それでは2点質問をいたします。

補正予算の概要をもとに質問いたしますが、1つは健康福祉部の関係で、障害者福祉費のうち障害児通所給付費が大幅に今回の増額になっています。その理由として、1人当たりの利用日数がふえたことによるというふうに記されています。この障害者通所施設の利用状況、あるいは障害者の、障害児ですね、ここでいうと。この本巢市におけるその状況等について御説明を願いたいと思います。

2つ目は、概要の3ページになりますけれども、道路維持費で道路維持修繕委託料の増額がございます。その説明としては、労務単価が14%ほどアップしたという理由と、また大雨対策等に伴うという2つの理由が掲げられています。

それぞれのを合わせて864万ですので、大雨対策等でどのくらいなのか、あるいは労務単価の改定によってどうなのか、それぞれの内容について伺いたいということと、それと労務単価の改定、25年度分として労務単価の改定がされたということは、当然今年度さかのぼって契約のやり直しということになっていくんだろうというふうに思いますけれども、そのあたりの対応についてお伺いをいたします。

議長（若原敏郎君）

1点目の質問について、健康福祉部長、答弁をお願いします。

健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問でございますが、事業費が今回増額となりました要因といたしましては、障害者自立支援法が平成24年の4月に改正されましたことによりまして、放課後等のデイサービス、そして保育所等の訪問支援サービスが新たに増設をされました。特に放課後等のデイサービスという事業につきましては、親さんの共働きとか母子家庭等の家庭事情によりまして、1人当たりの利用日数がふえていること、またカフェミーティング等の会合時に親同士の情報の交換が行われまして、サービス利用の促進につながったものというふうに考えております。

そして、さらには障害児通所支援、障害児入所支援制度といたしまして、現在岐阜市河渡にあります社会福祉医療法人系の利用施設のほかに、また新たにその近隣にもう1つの施設が新設をされまして、利用しやすくなったということもありまして、利用者数及び利用日数がふえているということが、今回の増額の要因となっております。

以上です。

議長（若原敏郎君）

2点目の質疑について、産業建設部長、答弁をお願いします。

産業建設部長（大熊秀敏君）

お尋ねの道路維持修繕委託料につきましては、本年度当初におきまして、全国的に大幅に労務単価が上昇いたしております。前年に対しまして単純平均で13.5%程度上昇したものでございます。

それから、今年度大雨が多くございまして、7月29日から8月1日の豪雨、それから8月5日、9月4日、9月16日の台風18号等によりまして、それに伴います維持修繕やらということがかかった経費が340万7,000円ございました。

それから、単価の上昇に基づきます維持修繕につきましては523万3,000円を計上しておりますことから、その単価の上昇によりますものにつきましては13.97%、単純平均の13.5%にほぼ近い数字で予算の計上をさせていただいたものでございます。この単価契約につきましては6月分から市として契約を結び直しております、その6月から上昇したということでございます。

以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（若原敏郎君）

18番 鵜飼静雄君。

18番（鵜飼静雄君）

1点目につきましてもう少しお伺いしますが、基本的には1人当たりの利用がふえた。新しい施設ができたということもあって、利用がふえたということでございますが、基本的に、例えばこうした施設の利用がふえると、そういった対象児童数がふえたのかなあ、あるいはさらに回数がふえるということは、一般の老人施設でいいますと、重度になればなるほど利用限度が上がっていきますので利用がふえてきますわね。そういうようなことで、重度化が進んでいるのかなあという懸念を持ったわけでありましてけれども、そういった点はどうなんでしょう。

議長（若原敏郎君）

健康福祉部長、答弁願います。

健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問でございますが、基本的な障害児の数は、新たにふえたとか、重度化している部分がふえたということはないようございまして、通常の今までとほぼ同じ子どもさんの数に対して、その中から利用の回数、日数がふえたということで、基本的には障害児の数がふえてきたということはございません。

議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 黒田芳弘君。

4番（黒田芳弘君）

今も鵜飼議員から質問ありました道路維持費の件で、労務費の件について質問したいんですが、今の説明ですと、労務費の単価が13.5%上がったために道路維持修繕委託料の増額をするというこ

とでありましたが、一般建設工事のほうですね、それもいろんな項目が積み上がって工事価格が設定されているんですが、その分についてはどのような対応をされているのか、その辺の違いといいますか、御説明をお願いします。

議長（若原敏郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長（大熊秀敏君）

道路の維持管理につきましては、今までの経験上、ことしについては、維持管理の要望とか、あと箇所はふえているということも確かでございます。それから、工事の関係でございますが、今年度予定しております工事料につきましては、今年度計上しております予算額の中で何とか発注できる見通しとなっております、その予算の中で、単価は確かに上がっておりますけれども、今回、今回といいますか、その補正に上げさせていただくほどの影響は出ておらず、対応をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（若原敏郎君）

4番 黒田芳弘君。

4番（黒田芳弘君）

済みません、私が聞いたかったのは、道路維持修繕工事は発注されておって、労務費単価が13.5%市場が上がったため、増額して変更するという内容ですね、今回の議案に対しては。私が申し上げているのは、それ以外の一般の建設工事がありますよね、そこも当然その項目の中に労務費単価というものを積算の中にあって工事価格が設定されておるんですが、その変更はされんのか、その対処についてお聞きしたかったんですが。

議長（若原敏郎君）

産業建設部長。

産業建設部長（大熊秀敏君）

工事費の中には、確におっしゃいますように労務単価もございまして、資材単価もございまして、諸経費等もございまして、今、今年度計画しております工事箇所、何十本もございまして、当初予算の中で、増額をしていただかなくても何とか今の予算の中で、ことし計画しておる工事が発注できる見通しでございますので、補正をかけさせていただくということは考えておりません。

今御指摘の単価のことにつきましては、13.5%単純平均で上がっておりますけれども、その単価の工事については、もう4月から上がっておりますけれども、その単価を利用して工事は発注しております。

議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

15番 後藤壽太郎君。

15番（後藤壽太郎君）

それでは、1点質問させていただきます。

ページ数、10ページの歳出なんですけど、款02総務費、項01総務管理費、目01一般管理費の中で、7万7,000円の増額になっております。

この件に関しましては、真正地域調整係の日々雇用職員の勤務時間延長に伴う増額ということで理解をしましたが、今年度4月から、真正、糸貫、本巢などの各窓口において大変支障を来し、市民に迷惑をかけたというふうなことをいろいろ聞いておりますし、また、私も実際それを目にしております。

その件に関しましては、今年度、課から係に引き下げたということと、それから人員も1人削減をしたというようなことで、そこら辺の組織変更が重大、また迷惑を来したということの原因になっているんじゃないかなあということを思うんですが、その点について、人事を担当してみえます企画部長に、その点どう考えているかということと、来年度また組織改革等々をするつもりであるかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（若原敏郎君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長（石川博紀君）

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

後藤議員御指摘のとおり、昨年各支所地域調整係につきましては、組織の見直しにおいて職員の配置をさせていただきましたが、年度当初ということでございまして、繁忙期もあるということで、窓口におきまして市民の方に大変御迷惑をかけたという点がございました。

このために、市民サービスの向上を図るという点から、地域調整係である程度の業務が完結できないかというようなことを思っておりまして、ワンストップサービスということを考えながら、職員の増員、また日々雇用職員の配置がえということも含めて、現在検討させていただいたということで、来年度、新年度に向け、現在組織の見直しを図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏝本規之君。

3番（鏝本規之君）

議会費について、少しお伺いをいたします。

今回議会費の中で、20万8,000円の計上がされておりますけれども、説明等の中に、議会だよりの人たちの研修に伴う費用ということの御説明がありましたけれども、そのことについて2つに分けてお伺いをいたします。

1つは、なぜこの補正予算の中で計上されたのかということなんです。

それからもう1点は、市会議員の改選がなされて初めての補正予算の会議なんですけれども、その中で、議会だより編集委員会も当然議会の構成がなされた後に行われて、メンバー構成がなされた後にこういう予算が計上されたということなんですけれども、その理由と、それからもう1点は、何のために、補正予算というのは本来は本予算に対しての補正であろうかと思っております。新たな予算を組まれる場合は、災害等の緊急性を要すること、もしくはやむを得ない事情によって計上されるのが今までの形態ではなかったかなあというふうに思っております。にもかかわらず、今回議会だよりの編集委員会の研修費ということで20万8,000円が計上されておりますけれども、何をもちってその緊急性があったのかなあ。どうして補正に組まなければいけなかったのかなあということがまず1つですね。

それからもう1つは、どこに研修に行くのかなあという明細と、説明の中にありましたけれども、その2者ですね、2者というのか2市なんですけれども、2つのところの議会だよりを取り寄せて見ましたけれども、本市の議会だよりも何ら他市に劣るような議会だよりではなかったかなあと思っております。また、市民の中からも、今の議会だよりが非常に中が寂しいとか、そういうような苦言を私は聞いた覚えがありません。また、もしそういう声が多いとするなら、議会の中で、また市会議員等がいろんな形の中でそういう指摘がなされていたかと思っておりますけれども、私の記憶の中にはそういうものはありません。そういうことを含めて、どうして急遽、この20万8,000円の研修費というのか、旅費が計上されたかということの経緯の説明をお願いしたいと思います。

それからもう1点。関連することでございますけれども、研修費というものは、私が市会議員になった当初に、議会の中で議会経費という形で組まれておったかと思うんですけれども、そういうものを廃止して、個々個人、市会議員が個人個人で研修に行けるようにということで、政務調査費というものに変えられたかと思っております。今回も政務活動費で行かれるなら何ら問題はなかるうかと思っておりますけれども、新たに計上されたという、またその中の理由の1つに職員を同行させるために計上をしたという説明がありましたけれども、市の職員を同行させることにおいては、市長の了解及び議会の了解を得られれば、その予算は認められると思っております。そういうことも含めると、6名の、1名の職員と5名の委員の旅費ということになっておりますけれども、そこについてでもお伺いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（若原敏郎君）

ただいまの質問については、議会費の中で、議会側から財政担当課のほうに予算を申し込んで、それを上げていただいたという経緯もございます。

鏗本議員の質問の内容は、今上がっている特別旅費のことでございますが、今回の特別旅費については、政務活動費とともに、12月9日の全員協議会で、議会運営委員会において検討していただくことになっております。その当日、そのことについても議題に上がったと思います。

議会運営委員会委員長から、1月にそのことを検討し、2月上旬にはその結果を出しますとのことで、その報告があるということです。その結果を踏まえて運用していきたいと思っておりますので、それで御理解をお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

3番 鏝本規之君。

3番（鏝本規之君）

もう1点あるんです。2点説明を求めているから、それは最初の1点でしょう。どちらに当たってもいいけれども、どうして緊急性を要することに出したか。なぜ補正に出してきたかということの回答がまだもらっていない。

議長（若原敏郎君）

そのことについても、ちょっとお答えします。

議会だよりの編集特別委員会のほうから、10周年に向けて4月の議会だよりを一新したいということで、3月までに研修に行きたいということで、3月までだと本予算では間に合わないということで、補正のほうに、議会側から上げていただきました。

〔挙手する者あり〕

はい。

3番（鏝本規之君）

あと職員を同行する云々というのと、細かい明細。

議長（若原敏郎君）

それも、議会のほうからお答えしますが、職員同行については、議会だより特別委員会の中では、政務活動費で行くということに相当検討されたと聞いております。ですが、この議会だよりについては職員の作業が多分にあるということで、職員を連れていかないとどうしても十分な研修ができないというふうに聞いております。

職員を連れていくには、公務になりますので、特別旅費で組む必要があったかと思えます。

そのことを含めて、以前に議会運営委員会にお諮りしたところ、それはやむを得ないんじゃないかということで、上程をしていただきました。そのことについては、全員協議会で御説明があったかと思えます。

よろしく御理解をお願いします。

〔挙手する者あり〕

3番 鏝本規之君。

3番（鏝本規之君）

今の説明で理解をお願いしたいということでありますけれども、到底理解ができるような回答ではなかったかと思っております。

また、議長が回答されるとは思っておりませんでしたけれども、改めてわかりやすく質問をいたします。

まず、市会議員の改選がなされて初めての補正予算なわけなんです。その中で、もし議会の経費としての、議会だよりの特別旅費ということを経上するのであれば、今の説明であるとするなら、10年というものは、もう合併したときから10年先のことはわかっているわけなんです。ですから、

本予算の中において計上されてもしかるべきことだと思っております。それが、どうしてあえてこの補正、改選された後に補正として組まれたのか。

補正の目的としては、災害等、緊急性を要することのときに新たな補正として組まれることは、過去にもありました。大雪が降ったときに除雪のお金が足りない等々で出されたことはありますけれども、今回のことにおいては、今の御説明ですと、10年前からもうこの10年目が来るということがわかっているわけです。ですから、あえて、どうして改選されて初めての補正に出されたのかなあということの御説明が的確になされていないので、改めてお聞きをいたします。

それと、目的のことなんですけれども、10年たって議会だよりをリフレッシュしたい、新たにまたいろんな形を変えてみたいかなあというような思いがあろうかと思うんですが、そのことに対して何ら否定することではありません。けれども、読ませてもらった甲州市の議会だより、北杜市の議会だよりにしても読ませてもらいましたけれども、何らうちの議会だよりが数段劣るとは思っておりません。

また、改革をするにしても、またリフレッシュするにしても、本巢市の市会議員で構成されているメンバーで幾らでも改革、またリフレッシュできるのではないかと思っております。過去においても、中の変更においては、委員長からそういう提案がなされて、市会議員全員で協議し、いろいろと変更していった経緯があります。市民の中から何ら議会だよりに対して不平・不満が出ているようには聞いておりません。にもかかわらず、どうしてわざわざ研修まで、補正を組んで行かなければいけないのかということの理由の説明にはなっていないかと思っておりますので、改めてその部分をお聞きいたします。

それからもう1点の理由の中に、職員を同行するために政務活動費を使っていくことができないというような回答でございますけれども、政務活動費は政務活動費なんです。職員が同行することにおけるの予算は予算です。それと一体にしなればいけない理由はどこにあるのか。職員を出向させる、そういう権限は市長が持っておられます。その経費についてのよしあしを判断するのは、ここにおられる議員の皆さんの1人1人の採決によるかと思っております。よって、政務活動費と何ら離れてやっても、何ら問題はなかろうかと思っております。

それからもう1点は、今私たちがいただいている政務活動費は、そういう旅費等を廃止して、個々個人が行くようにということで政務活動費が計上されたかと思っております。もし私の記憶が間違っておったら、間違いだと指摘してもらって結構なんですけれども。ですから、私がこの4年間の間、こういう旅費が一度も出てこなかったかと思っております。ただ、そういうことの経緯の中は、私が市会議員になって当初のことでしたので余り私も記憶しておりませんが、記憶の中にはそういうことだと思っておりますので、その点についての整合性をひとつよろしく御説明をお願いいたします。

議長（若原敏郎君）

1番目の、なぜ補正でなければならぬかという質問ですが、これも12月9日の全協の中に説明がというか、話題に上がったと思います。9月まで、改選前の議会だより特別委員会の中から、次



回は研修をしたほうがいいという申し送りがあったという説明がありました。それに新しくそれを引き継いで構成された議会だより特別委員会が4月に合併10周年を記念して、3月議会の議会だよりを一新したいという、この期間の中に当初予算に組んでは間に合わないということで、補正が組まれたということです。

2番目の、本巢市の議会だよりも立派なもので、なぜリフレッシュする必要があったかということとは、私では判断できません。議会だより特別委員会は議会で認めた特別委員会のメンバーですので、その方が判断されて一新したいというふうにされたんで、それについては私では判断できません。

職員の同行がなぜ必要かということについては、予算の中の公費で行くということ、先ほどもちょっと答弁しましたが、職員が行くためには政務活動費ではなくて、公務でありますので特別旅費が必要ということでございます。それは政務活動費と特別旅費の性質の違いからでございます。

それで、よろしく御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

3番 鏑本規之君。

3回目ですので、よろしくをお願いします。

3番（鏑本規之君）

はい、わかりました。

説明は、議員に説明をするんじゃないんです。本巢市民が理解のできるような説明をしていただきたい。補正にしても、今回の予算の計上にしても、全ての予算は市民が納得する予算を出してきていただきたい。その中でいろいろと議論をして、市民の方に了解を願えるであろうということが、結果として、形として施行されていくわけなんです。今の議長の説明では、到底本巢市の市民、理解できるとは思っておりません。議員の中は、確かに理解を得られるかもしれない。けれども、市民の方たちに理解が得られるような回答ではなからうかと思っております。なぜなら、当初から言っているように、市民から、議会だよりに関して何ら不平・不満が出ていない。

もう1点は、改選前の議会だよりの構成員、メンバーから提案がなされたというなら、臨時議会等があったときに、これこれこういうふうの申し送りがあり、こういうふうのことを提案したいけれどもどうかということは全協等で諮られてしかるべきだと。そういうことも何ら語られていない、諮られていない中において、今急にこの一般会計予算の補正の中にぽっと出されても、これのみを反対することは非常に難しいかと思っております。

また、研修に行くこと自体を反対するわけではないんですね。大いにいろんなところの研修をしてもらって、そしてすばらしい議会だよりを市民のほうに配布してもらえる。それは非常にありがたいことなんです。ですから、反対をしているわけじゃないんです。

どうして今回の補正に合わせなければいけなかったのか。今、議長の答弁ですと、来年の4月に間に合わせるというためというなら、これはもう、1年も、2年も、3年も、5年も前から合併10周年が来るということはわかっているわけなんです。ですから、どうして急遽補正に組まなければ

いけなかったのかということについての説明が、到底理解ができない。

それからもう1点。皆さんは、政務活動費をいただいているわけなんです。それは、研修等を行うためにいただいているんです。それをいただいているにもかかわらず、また新たな、市民からいただく特別旅費というものをいただくということになれば、市民感情としては何か二重取りをされたようなふうに捉えられるのではないかと。そここのところの説明が明確でない限り、本巢市の市民の方たちの理解は得られないんじゃないかと。

ですから、議長としてもし答弁をされるとするなら、そのところをよく理解をして、私に理解を求めるのではなく、私も多くの市民からいろいろな苦言をいただいております。そういう人たちに説明のできるような答弁をお願いしたいと思っております。

回数が3回ということでありますけれども、3回だから市民が了解のできないような答弁で済むというような問題じゃありませんので、よろしく願いをいたします。

議長（若原敏郎君）

いい提案というか、いただきましたので、そのことについては、今後議会運営委員会で説明ができるようによく協議をして、全員協議会で報告したいと思っておりますので、今この場では控えさせていただきます。お願いします。

そのほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。

御着席ください。

したがって、議案第62号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第63号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（若原敏郎君）

日程第7、議案第63号 平成25年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第63号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに

結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

産業建設委員会委員長（中村重光君）

では、報告をさせていただきます。

議案第63号 平成25年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果について、御報告を申し上げます。

担当部長より、今回の補正は、「利率見直し方式」で借りた市債の利率見直しに伴う補正である旨の説明を受けた後、質疑に入りましたが、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（若原敏郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。

御着席ください。

したがって、議案第63号 平成25年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 報告第16号（上程・説明）

議長（若原敏郎君）

日程第8、報告第16号 専決処分の報告について（通行車両の損傷事故に係る損害賠償）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、本日、追加提案をいただきました議案につきましての説明を申し上げます。

報告第16号 専決処分の報告について（通行車両の損傷事故に係る損害賠償）についてでございます。

平成25年10月17日に下真桑地内において発生いたしました通行車両の損傷事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償金を22万2,517円と決定し、和解する専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により、対応するものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

議長（若原敏郎君）

報告第16号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、報告第16号 専決処分の報告についての補足説明をいたします。

この案件につきましては、通行車両の損傷事故に係る損害賠償でございます。

事故の概要につきましては、本年10月17日午後5時45分ごろでございますが、市内の下真桑八ツ又地内の市道真正3216号線におきまして、道路脇に設置してございます消防ホース等の格納箱、こちらの扉が強風にあおられ大きく開いたために、走行中の相手方の普通自動車の左のフロントフェンダーに接触し、損傷させたという事故でございます。

事故の相手方でございますが、本巢市下真桑1441番地2、福田康雄さんでございます。

今回のこの損害賠償の金額といたしまして22万2,517円、この損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により、対応させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（若原敏郎君）

報告第16号 専決処分の報告について（通行車両の損傷事故に係る損害賠償）は、以上で報告を終わります。

閉会の宣告

議長（若原敏郎君）

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。

これもちまして、平成25年第6回本巢市議会定例会を閉会いたします。23日間にわたりまして、大変お疲れ様でした。

午前10時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員